

社会福祉施設関係者の皆様へ

働きやすい職場作り
in 高知

～業務を改善し賃金の引上げを行いませんか～

業務改善助成金とは・・・

○事業場内の時間給800円未満の労働者の賃金を40円以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等に係る経費の一部を国の予算の範囲内で助成するものです。

支援内容は・・・

○労働能率の増進に資する設備・機器の導入等の業務改善に係る経費の2分の1（企業規模30人以下の事業場は4分の3）が助成されます。（助成上限額は下表のとおりです。）

引上げ対象労働者数	引上げ額	助成上限額
1～9人	40～59円	100万円
	60円以上	100万円
10～14人	40～59円	100万円
	60円以上	130万円
15から19人	40～59円	100万円
	60円以上	140万円
20人以上	40～59円	100万円
	60円以上	150万円

助成金の支給を受けるために必要なことは・・・

- ①事業場内の時間給800円未満の労働者の賃金を引き上げる賃金引上計画書を策定し、引上げを実施すること。（雇入後6カ月以上経過している労働者が対象となります。）
- ②労働能率の増進に資する設備・機器等の導入を実施すること。

（具体的な設備・機器等の導入事例は裏面を参照ください。）



業務改善の投資を行い、賃金の引上げが必要です。



お問い合わせ先

所在地

高知労働局労働基準部賃金室

高知市南金田1-39 労働総合庁舎3階
☎ 088-885-6024 FAX 088-885-6038

社会福祉施設における業務改善助成金の活用事例

事業の種類	業務改善の内容
社会福祉施設	車椅子用リフト付き車両の導入し、送迎における作業能率の効率化を行った。
社会福祉施設	階段専用車椅子、車椅子用対応型体重計を購入し、介護者への介助の効率化を行った。
社会福祉施設	介護計画書、機能訓練計画書、介護報酬請求システムを導入し、事務作業の効率化を行った。
社会福祉施設	浴室用シャワー車いす、モーター付ケアベッドを導入し、介護者への介助の効率化を行った。

その他助成の対象となる設備・機器例

自動排泄処理装置	ストレッチャー
特殊浴槽	移動・昇降用リフト
介助支援用ロボットスーツ	シャワーキャリー、シャワーチェア

※業務改善助成金のほか、介護関連事業主が介護福祉機器（移動・昇降用リフト、自動車用車いすリフト、エアーマット、特殊浴槽、ストレッチャー、自動排泄処理機、車いす体重計）を導入し雇用管理を改善する場合には職場定着支援助成金の対象となります。

（1品10万円以上。助成金額1/2、300万円まで）

お問い合わせ先：高知労働局職業安定部職業対策課 ☎088-885-6052

○業務改善や賃金引上げ、経営課題や労務管理の無料相談窓口として、「全国最低賃金総合電話相談センター」が設けられています。高知県においても、「高知県最低賃金総合相談支援センター」（高知県社会保険労務士会へ委託）が設けられ、最低賃金引き上げにより影響を受ける中小企業事業主に対して専門家派遣などの支援をします。

全国最低賃金総合電話相談センター

 0120-311-615

ホームページ（メール相談先）
<http://www.toukiren.or.jp/join05.html>

高知県最低賃金総合相談支援センター

 088-833-1151

開所日 原則水曜日 午前9時から午後5時まで